

| | |
|----------|---|
| 事務局長(川本) | <p>只今から、令和4年第1回農業委員会を開催します。</p> <p>本日は、全11名の委員が出席で、会議規則第6条の規程により会議が成立しておりますので報告いたします。</p> <p>それでは、水谷会長より挨拶を頂き、議事の進行をお願いいたします。</p> |
| 会 長 (水谷) | <p>波乱の幕開けとなりました。農業情勢、農業政策未だに不透明不安定、明るい兆しが見えて参りません。今年から委員、職員頭を悩ませる事が増えると思いますが、ご協力ください。</p> |
| 議 長 (会長) | <p>これより令和4年 第1回農業委員会総会を開催致します。</p> |
| 議 長 | <p>日程第1 署名委員の選出について 澤田委員・藤崎委員をお願い致します。</p> |
| 議 長 | <p>日程第2 会議書記の指名 会議書記には、川本事務局長 滝上農地推進員 手嶋主事 下浦主事を配置いたします。</p> |
| 議 長 | <p>日程第3 農政報告 續木産業課長よりお願い申し上げます。</p> |
| 参与 (續木) | <p>現在町内におけるコロナの対策についてお知らせを致します。北海道においてもまん防の重点措置の追加を要請しておりますので、本日朝庁舎内におきまして対策会議を開催し、明日からまん防に変わるのではないかと報告となっております。見込期間は1月25日から2月13日ではないかと思っております。現状道のHPにおいて、北竜町は0人となっておりますが、陽性者が出たと言うことで今後は6人との発表になるかと思っております。現状経路等が判明しておりますし、追跡調査も判明しておりますのでこれ以上の広がりはないものと思われまます。町内各施設の利用につきまして、現在1月26日迄は利用を中止しておりますが、27日からは町民限定でも利用を再開致します。3回目のワクチン接種についても始まっており、順次ご案内が届くかと思っておりますので、接種を受けて頂くようお願い致します。</p> <p>以上農政報告と致します。</p> |
| 議 長 | <p>日程第4 農業委員会会務報告をお願い致します。</p> |

事務局長

会務報告 4ページをお開き下さい。
【4ページ朗読】

議長

日程第5 議事参与の制限について
議案第2号で [REDACTED] に議案第3号で [REDACTED] に議事
参与の制限がかかります。

それではこれより、報告3件、議案4件の審議に入ります。

議長

日程第6 報告第1号 農業者年金（旧制度・老齢年金）裁定請求の進
達について、説明願います。

事務局長

5ページをお開き下さい。
報告第1号 農業者年金（旧制度・老齢年金）裁定請求の進達について

平成13年改正農業者年金基金法附則第8条第1項の規定により読み
替えられて、なおその効力を有する者とされた旧法施行規則第26条の規
定に基づき、別紙の者に係わる旧老齢者年金裁定請求書を進達したので報
告する。

令和4年1月24日提出

6ページをご覧下さい。

老齢年金番号 75

氏名 [REDACTED]

生年月日 昭和32年1月6日

進達日 令和4年1月11日

年金加入期間 昭和63年8月10日～平成14年1月1日

満65歳到達による裁定請求です。
以上で報告を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議 長

日程第7 報告第2号 農業者年金（新制度・老齢年金）裁定請求の進達について説明願います。

事務局長

7ページをご覧ください。

報告第2号 農業者年金（新制度・老齢年金）裁定請求の進達について

独立行政法人農業者年金基金法施行規則第14条の規定に基づき、別紙の者に係わる農業者老齢年金裁定請求書を進達したので報告する。

令和4年1月24日提出

次のページをご覧ください。

老齢年金番号 138

氏 名

生年月日 昭和32年1月6日

進達日 令和4年1月11日

年金加入期間 平成14年1月1日～平成29年1月5日

満65歳到達による裁定請求です。

以上で報告を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議 長

日程第8 報告第3号 農地法第3条第1項の規定による相続の届出について説明願います。

事務局長

9ページをお開き下さい。

報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について

農地法第3条の3第1項の規定による相続により権利を取得した旨の届け出を別紙のとおり受けたので報告する。

令和4年1月24日提出

次のページをご覧ください。

受理番号 4-1 相続

権利取得者

権利移譲者 父親の [REDACTED] が令和2年2月8日に亡くなられ相続をしました。

土地の所在は西川74番地4外15筆です。

田が14筆、畑が2筆で 合計面積 47,087㎡です。

土地は資料1～2ページに航空写真がありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

次に、日程第9 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について、説明願います。

事務局長

11ページをお開き下さい。

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

農地法第18条第6項の規定により、合意解約のあった、別紙の件について議決を求める。

令和4年1月24日提出

次のページをご覧ください。

番号 4-1 合意解約

貸主

借主

土地の所在は三谷40番地1外28筆で田が26筆、畑が3筆で合計面積が 162,207㎡です。

資料3～4ページに航空写真がありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

日程第9 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について承認されました。

議長

次に、日程第10 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明願います。

事務局長

14ページをご覧ください。

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、北竜町から決定を求められた、別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。

令和4年1月24日提出

次のページをご覧ください。

番号 4-贈-1

所有権の移転を受ける者

所有権の移転する者

所有権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

所有権の移転内容は、贈与です。

移転時期は、令和4年1月25日です。

土地の所在は、岩村47番地10です。

田が1筆で面積は28㎡です。

資料の5ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。
番号4-贈-1承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号4-贈-1について承認されました。
次に番号4-売-1について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください
番号 4-売-1
所有権の移転を受ける者 [REDACTED]
所有権の移転する者 [REDACTED]
所有権の移転内容は、売買です。
移転時期は、令和4年1月25日です。
対価の支払期限は、令和4年3月14日です。
売買価格は、15,470,000円です。
土地の所在は、岩村14番地1外7筆で、田が8筆、
面積は60,473㎡となっております。
資料の6ページに航空写真等を添付してありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。
番号4-売-1承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号4-売-1について、承認されました。
次に番号4-売-2について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください

番号 4-売-2

所有権の移転を受ける者

所有権の移転する者

所有権の移転内容は、売買です。

移転時期は、令和4年1月25日です。

対価の支払期限は、令和4年3月14日です。

売買価格は、2,480,000円です。

土地の所在は、碧水172番地1、田1筆で

面積は12,916㎡となっております。

資料の7ページに航空写真等を添付してありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議長

このような形になっているのはなぜか。

滝上推進員

畦を取って1枚の田んぼになっているためです。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。

番号4-売-2承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号4-売-2について、承認されました。

次に番号4-売-3について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください

番号 4-売-3

所有権の移転を受ける者

所有権の移転する者 [REDACTED]
所有権の移転内容は、売買です。
移転時期は、令和4年1月25日です。
対価の支払期限は、令和4年3月14日です。
売買価格は、23,403,000円です。
土地の所在は、板谷15番地2外15筆で、田15筆、畑1筆、
面積は87,617㎡となっております。
資料の8ページに航空写真等を添付してありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。
番号4-売-3承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号4-売-3について、承認されました。
次に番号4-売-4について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください
番号 4-売-4
所有権の移転を受ける者 [REDACTED]
所有権の移転する者 [REDACTED]
所有権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。
所有権の移転内容は、売買です。
移転時期は、令和4年1月25日です。
対価の支払期限は、令和4年5月31日です。
売買価格は、5,910,000円です。
土地の所在は、和77番地5外1筆、全て田となっており、
面積は20,412㎡となっております。
資料の9ページに航空写真等を添付してありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。

番号4-売-4承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号4-売-4について、承認されました。

次に番号4-売-5について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください

番号 4-売-5

所有権の移転を受ける者

所有権の移転する者

所有権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

所有権の移転内容は、売買です。

移転時期は、令和4年1月25日です。

対価の支払期限は、令和4年5月31日です。

売買価格は、3,161,000円です。

土地の所在は、板谷67番地7外2筆、全て田となっており、

面積は10,773㎡となっております。

資料の10ページに航空写真等を添付してありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。

番号4-売-5承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号4-売-5について、承認されました。
次に番号4-賃-1についてですが、[REDACTED]に議事参与の制限がかかりますので宜しくお願いします。それでは説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。
番号 4-賃-1
利用権の設定を受ける者 [REDACTED]
利用権の設定する者 [REDACTED]
利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。
利用権の種類は、賃貸借です。
賃貸期間は、令和4年1月25日から令和4年12月31日です。
賃貸料は、12,350円です。
水張 19a 反当6,500円で、賃貸契約の更新です。
支払方法は、毎年11月30日までに指定口座に振り込み。
土地の所在は、西川80番地3外4筆です。
田が5筆で、面積 1,841㎡です。
資料の11ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議長

1年契約の理由は。

滝上推進員

借主から、65歳を過ぎたので、1年毎の更新としたい旨の申し出があるためです。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

質疑等がありませんので採決します。
番号 4-賃-1について承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

番号 4-賃-1について承認いたします。
[]の議事参与の制限を解きます。
次に、番号 4-賃-2について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。
番号 4-賃-2
利用権の設定を受ける者 []
利用権の設定する者 []
利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。
利用権の種類は、賃貸借です。
賃貸期間は、令和4年1月25日から令和6年12月31日です。
賃貸料は、61,100円です。
水張 94a 反当6,500円で、賃貸契約の更新です。
支払方法は、毎年11月30日までに指定口座に振り込み。
土地の所在は、碧水198番地1です。
田が1筆で、面積11,043㎡です。
資料の12ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議長

北清委員、この土地は水田として機能するのか。

北清委員

用水も排水もあり、米を作っているので問題ない。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

質疑等がありませんので採決します。
番号 4-賃-2について承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議 長

番号 4-賃-2について承認いたします。
次に、番号 4-賃-3について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。
番号 4-賃-3
利用権の設定を受ける者 [REDACTED]
利用権の設定する者 [REDACTED]
利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。
利用権の種類は、賃貸借です。
賃貸期間は、令和4年1月25日から令和9年12月31日です。
賃貸料は、29,700円です。
水張 33a 反当9,000円で、賃貸契約の更新です。
支払方法は、毎年11月30日までに指定口座に振り込み。
土地の所在は、和8番地17外2筆です。
田が3筆で、面積3,341㎡です。
資料の13ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議 長

質疑等がありませんので採決します。
番号 4-賃-3について承認される方は、挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

番号 4-賃-3について承認いたします。
次に、番号 4-賃-4について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。
番号 4-賃-4
利用権の設定を受ける者 [REDACTED]
利用権の設定する者 [REDACTED]

水張 313a 反当10,000円、
48a 反当 5,000円で、賃貸契約の更新です。
支払方法は、毎年11月30日までに指定口座に振り込み。
土地の所在は、美葉牛99番地4外3筆です。
田が4筆で、面積36,407㎡です。
資料の15ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議長(善岡)

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議長(善岡)

質疑等がありませんので採決します。
番号 4-賃-5について承認される方は、挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議長(善岡)

番号 4-賃-5について承認いたします。
■■■■の議事参与の制限を解き、議長を交代します。

議長(水谷)

次に、番号 4-賃-6について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。
番号 4-賃-6
利用権の設定を受ける者 ■■■■
利用権の設定する者 ■■■■
利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。
利用権の種類は、賃貸借です。納税猶予地のため特定貸付けとなります。
賃貸期間は、令和4年1月25日から令和14年12月31日です。
賃貸料は、327,000円です。
水張 327a 反当10,000円です。
支払方法は、毎年11月30日までに指定口座に振り込み。
土地の所在は、板谷70番地2外5筆です。
田が4筆、畑が2筆で、面積34,253㎡です。
資料の16ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議 長

質疑等がありませんので採決します。
番号 4-賃-6について承認される方は、挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

番号 4-賃-6について承認いたします。
次に番号4-賃-7についてですが、XXXXXXXXXXに議事参与の制限がかかりますので宜しくお願いします。それでは説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。
番号 4-賃-7
利用権の設定を受ける者 XXXXXXXXXX
利用権の設定する者 XXXXXXXXXX
利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。
利用権の種類は、賃貸借です。納税猶予地のため特定貸付けとなります。
賃貸期間は、令和4年1月25日から令和14年12月31日です。
賃貸料は、198,000円です。
水張 198a 反当10,000円です。
支払方法は、毎年11月30日までに指定口座に振り込み。
土地の所在は、板谷70番地4外2筆です。
田が2筆、畑が1筆で、面積 24,364㎡です。
資料の17ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議長

質疑等がありませんので採決します。
番号 4-賃-7について承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

番号 4-賃-7について承認いたします。
[REDACTED]の議事参与の制限を解きます。
次に、番号 4-賃-8について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。
番号 4-賃-8
利用権の設定を受ける者 [REDACTED]
利用権の設定する者 [REDACTED]
利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。
利用権の種類は、賃貸借です。納税猶予地のため特定貸付けとなります。
賃貸期間は、令和4年1月25日から令和14年12月31日です。
賃貸料は、55,000円です。
水張 55a 反当10,000円です。
支払方法は、毎年11月30日までに指定口座に振り込み。
土地の所在は、板谷70番地3です。
田が1筆で、面積5,833㎡です。
資料の18ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

質疑等がありませんので採決します。
番号 4-賃-8について承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

番号 4-賃-8について承認いたします。

日程第11 議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画(案)についてですが、[REDACTED]に議事参与の制限がかかりますので宜しくお願いします。では説明願います。

事務局長

29ページをお開き下さい。

議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画(案)について

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定により、北竜町から意見を求められた、別紙の農用地利用配分計画(案)について適当であるとの議決を求める。

令和4年1月24日提出

次のページをご覧ください。

番号 4-中間-1

利用権の設定を受ける者

利用権の設定する者

利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

利用権の種類は、賃貸借です。

賃貸期間は、令和4年1月25日から令和8年12月31日です。

賃貸料は、1,481,000円です。

支払方法は、毎年12月10日までに指定口座に振り込み。

土地の所在は三谷40番地1外28筆で田が26筆、畑が3筆で

合計面積が 162,207㎡です。

資料3~4ページに航空写真がありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議長

このことについて、質疑等ございますか。

委員

【質疑等なし】

議長

採決いたします。適当であるとされる方は挙手をお願いします。

委員

【全員挙手】

議長

日程第11 議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画(案)については適当であると致します。

高田委員の議事参与の制限を解きます。

日程第12 議案第4号 特定農用地利用規程の変更認定に係る意見書について説明願います。

事務局長

32ページをお開き下さい。

議案第4号 特定農用地利用規程の変更認定に係る意見書について

農業経営基盤強化促進法第24条第1項の規定により、北竜町から同意を求められた、別紙の農用地利用規程について議決を求める。

令和4年1月24日提出

内容につきまして、別紙はありません。手嶋主事より説明致します。

手嶋主事

資料はございませんが、昨年出来た特例農用地利用規程の内容の一部を変更するということで、規定している受け手の変更についても農業委員会に意見書が求められるので今回提出しています。内容は地区内の美葉牛に一部沼田町の方が耕作している部分において、沼田町の方が経営移譲する際に使用貸借するにも、名簿に記載がないためすることができないことや去年経営移譲を行った方3名についても名簿に掲載するため今回、町からの意見書の提出がありました。

以上で説明を終わります。

議長

このことについて、質疑等ございますか。

委員

【質疑等なし】

議長

採決いたします。同意とされる方は挙手をお願いいたします。

委 員

【全員挙手】

議 長

日程第6 議案第4号 農用地利用規程の認定に係る意見書については同意と致します。

以上で第1回農業委員会総会終了致します。